

9 小分け業者による表示について

認証マークの表示がある環境こだわり農産物を小分け（「精米・袋詰め」や「箱詰めの商品を小袋詰め」など）する場合は、認証マークを再貼付して販売することができます。

小分け業者による認証マークの再貼付

○小分け（玄米のとう精など）した環境こだわり農産物に、認証マークを再貼付して出荷・販売する場合は、認証マークを再貼付した同じ包装資材（袋等）に、認証マークと併せて、小分け栽培責任者の氏名および住所地名（県名、市町名）、確認責任者の氏名または名称を必ず表示しなければなりません。

県の認証マーク



※認証マークと併せて栽培責任者の氏名、住所地名（県名、市町名）および確認責任者の氏名または名称を必ず表示してください。

表示の例

| | | |
|-------|---------|----|
| 栽培責任者 | 〇〇 | 〇〇 |
| 住所地名 | 滋賀県〇〇市町 | |
| 確認責任者 | 〇〇 | 〇〇 |

※認証マークは、滋賀県の登録商標です。環境こだわり農産物以外の農産物では使用（表示）できません。

小分け業者による表示の留意事項

- (1) 令和5年から、小分け業者の表示承認申請手続きを廃止します。
- (2) 令和5年度以降に初めて小分けをされる際の手続き
小分け表示をされる場合は、あらかじめ「しがネット受付サービス」により認証マーク使用の登録をしてください。
- (3) 認証マークの画像データの配布
認証マークの印刷に必要な画像データ（a i、J P G）は、「しがネット受付サービス」からお申し込みください。
画像データは、認証マーク使用規程に従って、適正に使用してください。

(4) 認証マークの発注

【県が指定する業者に申し込む場合】

○認証マーク申込書(要綱様式第5号:78ページ)で申し込む。

※ 指定業者の連絡先、マークの価格等は、「環境こだわり農産物認証マークの申込みに関する留意点」(13ページ)を参照ください。

「みずかがみ」や「環境こだわりこしひかり」の既成袋を使用される場合は、別途、ロゴの使用申請が必要です。